

○会計規程（抄）

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度規程第 7 号

- 一部改正 平成 16 年 7 月 1 日平成 16 年度規程第 23 号
- 一部改正 平成 18 年 3 月 31 日平成 17 年度規程第 63 号
- 一部改正 平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年度規程第 6 号
- 一部改正 平成 19 年 3 月 30 日平成 18 年度規程第 40 号
- 一部改正 平成 19 年 8 月 6 日平成 19 年度規程第 10 号
- 一部改正 平成 19 年 10 月 1 日平成 19 年度規程第 34 号
- 一部改正 平成 20 年 2 月 29 日平成 19 年度規程第 49 号
- 一部改正 平成 20 年 3 月 31 日平成 19 年度規程第 65 号
- 一部改正 平成 21 年 7 月 1 日平成 21 年度規程第 9 号
- 一部改正 平成 22 年 3 月 31 日平成 21 年度規程第 61 号
- 一部改正 平成 23 年 7 月 28 日平成 23 年度規程第 18 号
- 一部改正 平成 25 年 3 月 31 日平成 24 年度規程第 45 号
- 一部改正 平成 26 年 3 月 31 日平成 25 年度規程第 43 号
- 一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 66 号
- 一部改正 平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 41 号
- 一部改正 平成 29 年 11 月 30 日平成 29 年度規程第 4 号
- 一部改正 平成 30 年 3 月 30 日平成 29 年度規程第 17 号
- 一部改正 平成 31 年 3 月 19 日平成 30 年度規程第 17 号
- 一部改正 平成 31 年 3 月 31 日平成 30 年度規程第 24 号
- 一部改正 2022 年 3 月 11 日 2021 年度規程第 33 号
- 一部改正 2023 年 3 月 9 日 2022 年度規程第 57 号
- 一部改正 2025 年 4 月 30 日 2025 年度規程第 1 号

第 5 章 契約

（契約の方法）

第 36 条 契約担当職は、売買、貸借、請負に係る契約その他これらに類する契約を締結する場合においては、次項及び第 3 項に規定する場合を除き、一般競争に付さなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争に付すものとする。

- 一 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で一般競争に付す必要がないとき。
- 二 一般競争に付すことが不利と認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付すことができないとき。
- 三 競争に付すことが不利と認められるとき。

四 新エネルギー・産業技術業務方法書第3章第1節、第2節及び第4節に規定する業務委託契約を締結するとき。

- 4 契約に係る予定価格が少額である場合その他別に定める場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(予定価格)

第37条 契約担当職は、契約を締結しようとするときは、当該契約に関する仕様書、図面、設計書及びその他の事項に基づき、契約価格の総額についてあらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 前項に基づき予定価格を設定したときは、予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、別に定めるところにより書面の作成を省略することができる。

(入札保証金)

第38条 契約担当職は、第36条第1項、第2項及び第4項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者に、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の帰属)

第39条 前条の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばなかったときは機構に帰属するものとする。

(契約の相手方)

第40条 契約担当職は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高価格又は最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方としなければならない。ただし、機構の支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第41条 契約担当職は、契約を締結しようとするときは、その履行に関して必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する

場合には、契約書の作成を省略し、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもって、これに代えることができる。

- 一 契約金額が250万円（外国で契約するときは、350万円）を超えない一般競争契約、指名競争契約又は随意契約をするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物品を売払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- 四 第1号に規定するもの以外の随意契約について、契約担当職が契約書を作成する必要があると認めるとき。

（契約保証金）

第42条 契約担当職は、必要と認める場合においては、機構と契約を締結する者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 第38条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について準用する。

（契約保証金の帰属）

第43条 前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者が、その契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

（監督及び検査）

第44条 契約担当職は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 契約担当職は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。
- 3 契約担当職は、特に必要があると認める場合においては、補助者以外の機構の職員に命じて第1項及び前項の監督及び検査を行わせることができる。
- 4 契約担当職は、特に必要があると認める場合においては、機構の職員以外の者に第1項及び第2項の監督及び検査を委託して行わせることができる。
- 5 契約担当職又は契約担当職から検査を命じられた者は、検査を完了したときは検査調書を作成しなければならない。
- 6 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ当該請負契約による支払をすることができない。